◎ 介護保険によるサービス

(1) 居宅介護支援事業　《居宅介護支援サービス ひ だ ま り》

住み慣れた居宅において出来るだけ自立した生活が営めるよう、ご本人、家族の希望や状況をおうかがいし、心身の状態を考慮しながら、必要なサービスを相談し、介護支援計画を作成、サービス提供機関との連絡・調整を行います。

営業日等　月曜日～金曜日（祝日、１２月２９日～１月３日を除く）

営業時間　午前８時３０分～午後５時１５分

(2) 訪問介護事業　《ホームヘルパーステーション ひ だ ま り》

受給認定利用者が居宅において自立した生活が営めるよう訪問介護員（ホームヘルパー）が居宅を訪問し、介護サービスの提供を行います。

① 身体介護(排泄介助、食事介助、清拭等)

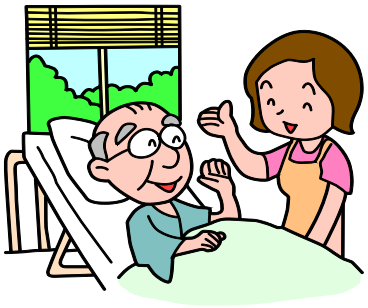
② 生活介助(調理、洗濯、掃除、買い物)

③ その他のサービス(介護相談、助言)

・営 業 日　月曜日～土曜日（１２月２９日～１月３日を除く）

・営業時間　午前８時３０分～午後５時１５分

・サービス提供時間　　月曜日～日曜日　　午前７時～午後７時



◎ 高齢者地域自立生活支援事業

日常生活を営むことに支障がある一人暮らしの高齢者が健全で安らかな生活が営めるように、日常生活に対する支援を行います。

福祉輸送事業

旅客自動車運送事業者の指定を受け、訪問介護員であるヘルパーがケアプランに基づき、外出介助のための有償運送を行います。

◎ 障害者総合支援によるサービス

(1) 身体障害者(児)等居宅介護事業　《ホームヘルパーステーション ひ だ ま り》

障害者自立支援支給決定を受けた者(児)が居宅において日常生活ができるよう、訪問介護員を派遣し、入浴等の介護、家事援助等必要な便宜を供与する。

① 身体介護(入浴介護、清拭、洗髪、排泄介護、食事介助、衣類着脱)

② 家事援助（調理、洗濯、掃除、買い物、相談、助言）

③ 同行援護

・営 業 日　月曜日～土曜日（１２月２９日～１月３日を除く）

・営業時間　午前８時３０分～午後５時１５分

・サービス提供時間　　月曜日～日曜日　　午前７時～午後７時